

タブレット端末の貸与と利用について

【保護者の皆様へ】

足立区教育委員会事務局
教育指導部教育政策課

足立区では児童・生徒一人に付き一台のタブレット端末を貸与することといたしました。これらのタブレット端末は、主に学校の授業や多彩な学習活動に活用いたしますが、児童生徒のタブレット端末活用機会の拡充や家庭学習支援の充実のため、貸与したタブレット端末の家庭への持ち帰りを実施いたします。

つきましては、ご家庭におけるタブレット端末の管理と利用について、ご留意いただきたい事項は以下の通りです。お子様がルールを守り、タブレット端末をより効果的に活用できるよう、保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

1 利用の想定

- ・ 宿題や授業の予復習
- ・ eライブラリの活用
- ・ 学校と家庭の情報連絡
- ・ その他、学校が指示するもの

2 利用上のご注意

事前に、別添 1「タブレット端末活用のルール（家庭学習編）」及び別添 2「Google 及びタブレット端末に関する Q&A」をお子様と一緒にご確認ください。お子様がタブレット端末を活用する際は、以下の点についてご留意いただきますと共に、お子様にお声がけをお願いいたします。

【管理について】

- ・ 別添 3「タブレット端末活用の主なルール（家庭学習編）」（ポスター）をご自宅内に貼っていただき、適切な利用をお願いします。
なお、このルールとは別に、保管場所や使用時間等について、各ご家庭でルールを設定していただいても構いません。
- ・ タブレット端末について、学校が定めたルールを順守するようお願いください。
- ・ タブレット端末の利用は、学校、家庭、こども支援センターげんきに限りします。
- ・ 家庭で破損や紛失された場合は、弁償していただく場合があります。
- ・ フィルタリングは設定していますが、有害サイトにアクセスすることが無いようお願いください。
- ・ 精密機器ですので、落下や水没等が無いようお願いください。特に登下校時の持ち運びをする際にはカバンやランドセルにしまうようお願いください。

【利用について】

- ・ SIM カードの入った LTE 通信対応可能な Chromebook 端末（NEC 製）に関して、1 か月あたりの通信容量上限は下記のとおりです。動画など容量を要するコンテンツは、計画的に利用させてください（学校内で利用の際は、通信容量の消費はありません）。

8 月 3 1 日まで	5 0 GB
9 月 1 日から	未定です。決まり次第お知らせします。

※ GB 数については、契約する業者によっては変動することがあります。

- ・ 情報活用能力を育成する観点からも、調べ学習では端末の検索機能を活用するだけでなく、教科書などのアナログ教材も併用するなど、課題に応じて使い分けるようお声がけください。

【その他】

- ・ タブレット端末等の故障や紛失等が生じた際は、速やかに学校の担任の先生にご連絡ください。